

平成30年度 第48回 札幌社会人サッカーリーグ 開催要項

(S リーグ)

1. 主催 (一社)札幌地区サッカー協会・札幌社会人サッカー連盟

2. 主管 札幌社会人サッカー連盟

3. 開催期間 平成30年5月6日(日)～11月18日(日)

4. 会場 札幌市 米里サッカー場・前田森林公園サッカー場・厚別公園競技場・白旗山競技場・円山競技場・東雁来公園サッカー場・札幌サッカーアミューズメントパークサッカー場
野幌総合運動公園 陸上競技場他

5. 参加資格

- (1)(公財)日本サッカー協会に登録及び札幌社会人サッカー連盟に加盟登録を完了した第1種のチーム(但し、「準加盟」は含むが、大学連盟並びに専門学校連盟、高専連盟に加盟のチームは除く)及びそのチームの協会登録選手であること。
※ただし、(公財)日本サッカー協会に登録を完了したシニア登録の選手の参加を認める。
※ミドルリーグに先に登録した選手は移籍手続き完了後、参加を認める。
- (2)本大会の成績によって上位リーグの昇格資格を得た場合、昇格に応じられること。
- (3)当リーグは、常同審判制を敷くため、本要項13.競技審判員の条件を必ず履行できること。

6. 選手エントリー

- (1)前5項の参加資格を満たす選手のエントリーについて登録人数の制限はしない。
- (2)選手エントリーは、平成30年4月1日付をもって行い、リーグ戦及び入替戦終了まで有効とする。
- (3)外国籍選手のエントリーは4名までとし、出場は交代予定者を含め3名までとする(準加盟チームは除く)。
- (4)18歳未満の高校生のエントリーについては、保護者の承諾書を添えた者に限り3名を上限とし、高校サッカー部に所属する選手のエントリーは禁ずる。
- (5)参加チームは当該年度の(公財)日本サッカー協会電子登録証の一覧(写真添付)をカラー印刷し背番号を記入したものを開幕戦に持参し運営本部に提出すること。
- (6)選手エントリーの追加は(公財)日本サッカー協会及び札幌社会人サッカー連盟に所定の続きを行い、これを受理された選手は電子登録証をカラー印刷し背番号を記入したものを運営本部に提出し、免許証等で本人確認を完了することで出場を可とする。連盟登録は毎週月曜から金曜16時の間に行うこと(土日は受付ない)。
- (7)リーグ開催期間中のチーム間の移籍は認めるが((公財)日本サッカー協会の手続きに準ずる)リーグ終了後、リーグカップ並びに入替戦に向けての移籍は認めない。
- (8)試合の際、選手証を提示できない選手は交代も含め出場できない。
- (9)出場選手の資格に疑義を生じた場合、しかるべき調査の上、不正については厳重に処分する。

7. リーグ編成

昨年度より継続して参加するチームはその成績及び入替戦の成績に応じてSリーグは6チームとする。
なお、上位リーグの編成事情・参加チーム数により、リーグ名称・リーグ編成を変更することがある。

8. 競技方法

- (1)6チームによる総当たり2回戦のリーグ戦とする。
- (2)競技時間は90分とし、同点の場合、延長・PK戦はせず引き分けとする。
- (3)順位の設定は①勝点(勝3点、分1点、負0点)②得失点差③総得点④当該チームの勝敗
- (4)選手の交代はGKを含め、選手証を有する7名までとする。
- (5)警告の累積3回で翌1試合の出場を停止し、再発の場合停止1試合を加える。
- (6)退場を宣告された選手は翌1試合の公式戦の出場を停止し、後の処分はフェアプレー規律委員会にて決定する。
- (7)チームベンチが設置される試合においては、チームスタッフ及び交代選手までが着席できる。

9. 競技規則

平成30年度(公財)日本サッカー協会 競技規則に拠る。

10. ユニフォーム

平成30年度 (公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規程に準ずる。

11. 表彰(各リーグ)

- (1)団体表彰:各部の優勝・準優勝・第3位のチームを表彰する。
- (2)個人表彰:各部の得点王を表彰する。
- (3)フェアプレー賞:本大会期間中を通じて警告・退場・その他の懲戒処分を受けなかったチームのうち各部の成績上位1チームを表彰する。
- (4)その他、本大会期間中を通じて表彰に値するチーム・個人があった場合、これを表彰する。

12. 入替戦

平成30年度に継続して参加するチームに関して、次年度のリーグ編成に当たり次の入替戦を行う。
ただし、上位リーグの編成事情・参加チーム数により、リーグ編成を変更することがある。

- (1)「札幌ブロックリーグ昇格戦」:本年度のSリーグ1位のチームは、札幌ブロックリーグの最下位チームと自動入替で札幌ブロックリーグに昇格する。Sリーグ2位のチームは札幌ブロックリーグ5位のチームと入れ替え戦を行う。
勝った場合は次年度、札幌ブロックリーグ昇格。(道リーグの札幌所属チームの戦績により対象チームの変動有り)
- (2)「Sリーグ昇格戦」:Sリーグの6位チームは、A1リーグへ自動降格とし、A1部1位チームはSリーグへ自動昇格する。A1リーグ2位はSリーグ5位のチームと入替戦を行う。但し、Sリーグ申請チームが参加資格を得た場合及び札幌ブロックリーグからの降格がある場合はこの限りではない。
- (3)入替戦終了後の結果をもって当年度のチームランキングが確定し、次年度登録時に不参加チームが生じた場合は順次繰り上げる。

13. 競技審判員

- (1) 競技審判員は、運営委員会の定めた審判割当を以て、審判資格を有する審判員がチームの責任に於いて行う。不戦試合等で当日の試合が無くなった場合も審判割当は履行すること。
- (2) 審判員は課せられた任務の重大性を認識し、服装は主審、副審、第4の審判員を問わず必ず審判服及び審判資格を示す胸章(ワッペン)を着用し、態度厳正にして積極的に責務を遂行しなければならない。
- (3) 主審は3級以上とする。ただし下記の条件を満たす場合は4級審判でも主審を行うことができる。
 - ① 当該年度に4級から3級への昇級試験申請している審判員で、かつ当該試合に審判インストラクターが立ち会える場合(原則1回)。
 - ② 連盟審判委員会が特別に認めた場合。いずれの場合も事前に各リーグ委員長に連絡をし、審判委員会の了承を得た時点で主審を行うことができる。
- (4) 競技終了後、主審は当該試合の記録報告書の確認を行い所定の位置に署名する。
- (5) 審判謝金は別途規程により支給する。

14. 運営と記録

運営当番制は敷かないが、準備は第1試合の両チーム(第1試合開始1時間前集合)、後片付けは最終試合の両チームが協力して行うこと。記録は、公式記録に準じて記録する。割り当ては別途周知する。

その他の事項については別途制定される「大会運営の手引き」を参考として職務を遂行すること。

15. 試合前ミーティング

試合前ミーティングは試合開始45分前に実施する。試合前ミーティングには「監督」が必ず出席すること。

やむを得ず「監督」が出席できない場合は、事前に届出を済ませた「監督代行者」の出席を認める。

その場合、代行者はその試合における監督の責務を代行して行うこととする。

「試合前ミーティング」には「エントリー表」・「選手証」・「ユニフォーム・正・副2着共」・試合球1個を持参すること。

16. 罰則

- (1) 警告・退場の処置
 - ア 警告、退場の処置については、運営要項細則により処置する。
 - イ 悪質な反則を行っての退場については、以後の試合は審判報告書に基づき連盟フェアプレー規律委員会で裁定する。
- (2) 不戦チームの処置
 - ア 不戦試合を行った場合の処置は、連盟常任理事会にて決定する。チームはその処置に従うこと。
 - イ 不戦試合の場合は相手チームに勝点3及び得点5を与える。
ただし、試合途中で人数不足となり不戦試合となった場合は、既に獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする。その際の得点者・アシスト者の記録は無効となる。
 - ウ 天変地異その他不可抗力により棄権する場合は、相手チーム・事務局・リーグ運営委員長に通知すること。
その後の処置は連盟常任理事会で裁定する。
 - エ 不戦試合を行ったチームは、運営委員会の処置により1件につき懲戒金10,000円を徴収する。
やむを得ず不戦試合となる場合は当該週の金曜日16時まで連盟事務局まで連絡すること。
金曜日16時以降に急遽不戦試合となった場合は、審判等の調整が困難なため1件につき懲戒金15,000円を徴収する。(通知後ただちに当連盟に納付すること)
- (3) 延期試合について
大会日程周知後の、チーム都合による試合の延期については認めない。ただし札幌社会人サッカー連盟が関係する上位大会については延期を考慮する。延期日程は札幌社会人サッカー連盟が通知する。
その他の全道大会(道自治体連盟・道自衛隊連盟の大会)については、必要に応じて代替日を考慮する可能性があるが、相手チームの都合によっては不戦敗とする。
- (4) 記録、審判、準備、後片付け等の割り当てを不履行としたチームは、運営委員会の処置により1割当につき 懲戒金10,000円を徴収する。
- (5) 本要項の参加資格に違反したチームは没収試合とし、対戦成績は全て不戦敗扱いとする。(スコアは0-5とする)
この場合、次年度以降のリーグ参加は連盟常任理事会で裁定する。
- (6) 大会運営上、著しく支障をきたすチームは、厳正に対処する。

17. 事故防止

- (1) 試合場への移動、試合中、その他事故防止について各チームの責任に於いて全員に徹底すること。
- (2) 各会場駐車場における車の破損・盗難等の事故に関しては公共の場であることにより自己責任とする。
- (3) 各チームはリーグ開始前までにスポーツ傷害保険等の加入手続きを済ませること。
- (4) 飲料水、医薬品等必要な物は自チームにて用意すること。
- (5) 落雷・その他天変地異等で試合開催・継続が困難となった場合、原則として日時を改め再試合とする。
- (6) 落雷・その他天変地異等による事故については、当連盟は責任を負わない。

18. その他

札幌社会人サッカー連盟所属チームのうち、札幌リーグ所属(S~M)のチームが、札幌社会人サッカー連盟関連大会において全道大会を勝ち抜き、道外における全国大会出場を果たした場合、チームからの要望などがあった場合に限り、常任理事会で承認された場合は、遠征費用等の一部を助成する場合がある。